

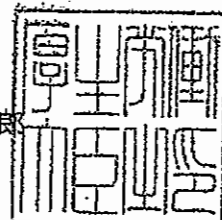
厚生労働省発食安第0509002号

平成 1 8 年 5 月 9 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎

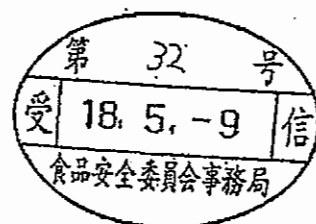


食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に
基づき厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項に
ついては、同項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康影
響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定
められた、平成17年厚生労働省告示第499号による改正後の食品、添加物
等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部 A 食品
一般の成分規格の5の（9）に示すクロラムフェニコール試験法において、養
蜂産品を試験に供する場合の抽出法及び精製法を追加すること。



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

1. 経緯

食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）に関するポジティブリスト制度の導入に伴い、平成17年11月厚生労働省告示第499号による改正後の「食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月厚生省告示第370号、以下「告示」という。）」において、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質を定めるとともに、これらの物質が食品中に検出されないことを判断するための試験法を規定しているところである。

このうちクロラムフェニコール試験法については、はちみつ等の養蜂産品を試験に供する場合において、検体中の夾雑物の影響等により、その実施が困難となる場合があることが報告されている。

今般、これらの養蜂産品について抽出・精製法の検討を行い、これをクロラムフェニコール試験法に適用することで、良好に試験が実施可能であるという知見を得たことから、当該試験法に養蜂産品を試験に供する場合の抽出法及び精製法を追加する改正を行うものである。

なお、今般の改正は、食品衛生法第11条第1項に基づき規定された規格基準における「不検出」の基準を改正するものではなく、あくまで分析技術の進歩に伴う管理手法の適正化を図るものである。

2. 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、「告示」の改正に係る所要の手続きを進めることとする。